

コロナ禍があぶりだした子ども・子育て支援の課題とその克服について

東京都子ども・子育て会議会長/東京都児童福祉審議会副会長
柏女 霊峰

コロナ禍がもたらした子ども・子育ての問題→ひずみは弱者に向かう?(1)

ー 厚生労働白書令和3年版

1.仕事・収入への影響

- ・ 2020年4月に休業者が急増。以降完全失業率は緩やかに上昇。
- ・ 非正規雇用、特に、「女性」と「宿泊・飲食業」、「生活関連サービス・娯楽業」等の特定の業種で雇用者数が顕著に減少

2.働き方の変化と家庭生活への影響

- ・ 就業者の約3分の1がテレワークを経験。正規雇用と非正規雇用で利用に格差

3.自粛生活への影響

- ・ 自粛生活により、高齢者の交流機会が減少、認知機能の低下やうつ傾向の増加が懸念
- ・ 「集う」に代えて、フードパントリー、戸別訪問（アウトリーチ）、オンライン活用など新しい手法での「つながり」が増加

コロナ禍がもたらした子ども・子育ての問題→ひずみは弱者に向かう?(2)

- 2020年7月以降、自殺者が増加傾向。特に女性と若者の増加が著しい
- 自宅で家族と過ごす時間が増加する中で、配偶者からの暴力の増加が懸念される
- 2020年の婚姻件数、妊娠届出数は減少。感染拡大による出生数の減少が懸念される

4.日常生活におけるオンラインの浸透

5.医療・福祉現場への影響

- 医療機関への受診控えのほか、健診・検診の受診率等が低下
- 医療費も減少し、経営への影響も見られた。介護サービスでは特に通所系で一時的に大きな影響
- 感染者の増加に伴い病床占有率が上昇

コロナ禍がもたらした子ども・子育ての問題→ひずみは弱者に向かう?(3)

二 東京都

1.出生数:少子化に拍車

2.保育ニーズ:待機児童減少。年齢別利用申込率で、0歳児のみが対前年比で減少。「保育所での新型コロナウイルス感染を懸念して利用を控える保護者」や「育児休業を予定よりも長く取得する保護者」の影響か?

3.病児保育:令和2年4月から6月の利用児童数減少が顕著で、1回目の緊急事態宣言（令和2年4月7日から同年5月25日まで）が発出されたことが影響しているか。「病児保育での新型コロナウイルス感染症の感染を恐れて預けなくなった」、「親が在宅ワークになって預ける必要がなくなった」などが要因か?

コロナ禍がもたらした子ども・子育ての問題→ひずみは弱者に向かう?(4)

4児童虐待防止のLINE相談はおおむね増加

5女性相談センター受付件数は、相談件数増だが、DV相談は増えていない

6父・平日子どもと一緒に過ごす時間、夫婦の会話時間が増加

コロナ禍がもたらした子ども・子育ての問題のまとめ(1)

1.子どもの問題

- 産み控え
- 「密」防止に伴う子どもの成長への影響: 体力低下、視力低下、肥満?
- 一方で、子どもを「密」状態にさらす政策(休校措置等)
- 子どもの貧困の顕在化

2.子育ての問題、親子間の問題

- 休校、登園自粛、テレワークなど家庭にひずみが凝縮?
- 保育サービス利用控え
- 子ども虐待、配偶者暴力の増加、顕在化?
- 一方で、アウトリーチ制限による子ども虐待の潜在化も?

コロナ禍がもたらした子ども・子育ての問題のまとめ(2)

2. 子育ての問題、親子間の問題(続)

- ・ 子育ての孤立化(テレワーク、拠点の休業など)
- ・ 特定教育・保育施設の休業政策をめぐる対応のバラバラ感、保護者の不満
- ・ 非正規の多いひとり親・母子家庭の生活困窮
- ・ 貧困家庭の窮状。子ども食堂の休止の影響

3. 子ども・子育て支援施策に対する影響

- ・ 病児保育の利用減、その他地域子ども・子育て支援事業は軒並み利用件数減、中止、延期
- ・ アウトリーチも困難に
- ・ 一方で、リモート手段による様々な子育て支援の動きも
- ・ 施設退所者の生活困難、孤立

コロナ禍があぶりだした子ども・子育て政策の課題

- ・ コロナ禍の子ども・子育てに対する実態調査の必要性
→子どもの声を集める独立機関の設置の必要性
- ・ 子どもの育ちには密が必要との認識の再確認
- ・ 子育てには第三者の存在が必要との認識の再確認
- ・ 教育福祉(学)の視点の必要性
- ・ 子ども・子育て支援事業の脆弱さ
- ・ 緊急的経済支援の重要性
- ・ 新しい支援手法の開発と定着の必要性
- ・ 地域包括的で切れ目のない支援体制づくり
- ・ 社会で子どもを産み育てることに対する合意の促進

子ども・子育て支援施策の根本的課題

- 子ども・子育て支援施策が都道府県と市区町村の二元化体制になっていること→狭間に落ちる子どもと親
- 教育と福祉が分断されていること→対応のバラバラ感
- 子育てを支援する原理が浸透していないこと。子育てはだれが行うべきかについて社会の合意が取れていないこと→家庭、母に負担が凝縮
- 地域包括的で切れ目のない支援が行いにくい基礎構造を有していること→民間の専門性と機動性が活用できない

コロナがあぶりだした子ども・子育て支援の基礎構造の3つの課題

1. 子ども・子育て政策の基礎構造改革の必要性
2. 親と社会との共同養育の観点から、基本保育制度の創設を
3. 教育福祉(学)の視点導入の必要性

1.子ども・子育て政策の基礎構造改革 の必要性

子ども家庭福祉における3つの子ども・子育て支援

- (1) 地域子育て家庭支援(公的責任、社会連帯による私的養育の支援): 右側
- (2) 子ども虐待防止と社会的養護(公的代替養育): 右から左。左側
- (3) 家族再統合、特別養子縁組: 左から右

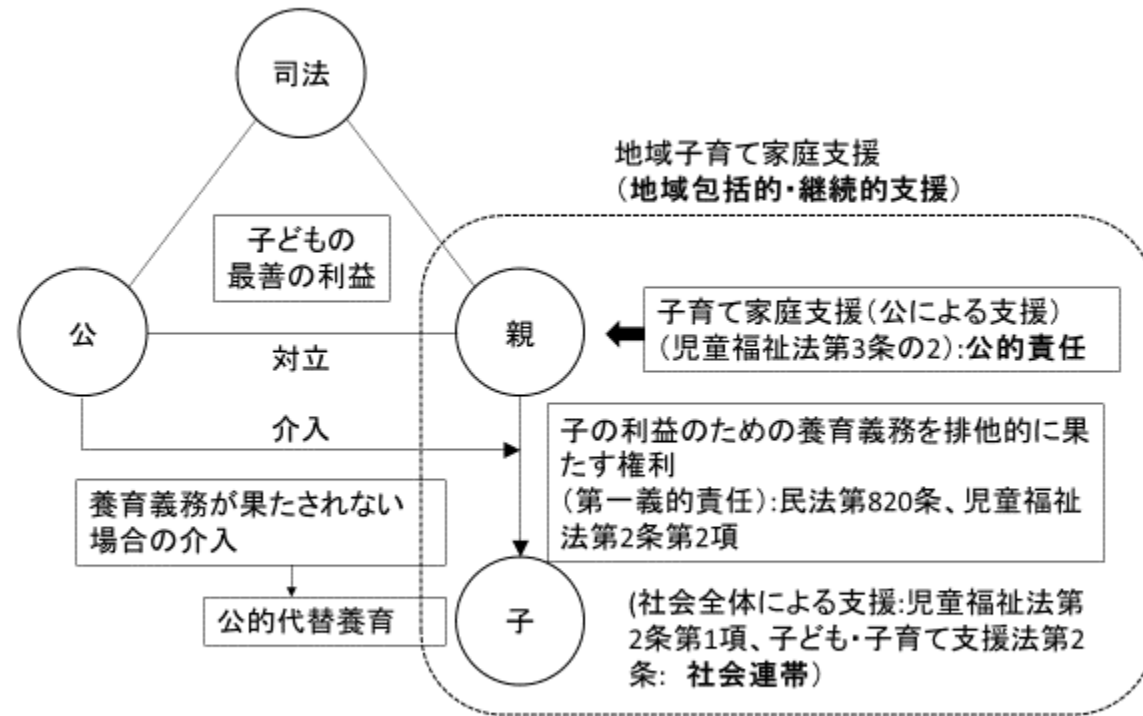


図2 子ども家庭福祉における子、親、公、社会の関係

子ども家庭福祉の特性ー高齢者福祉、障害者福祉との比較

子ども家庭福祉分野・社会的養護が他の分野と異なる基礎構造の特色

(1)実施主体が都道府県と市町村に分かれている:保育・子育て支援・母子保健は市町村、母子福祉は市(福祉事務所)、虐待・社会的養護は都道府県、障害児支援は通所は市町村・入所は都道府県に。さらに、首長部局と教育委員会部局との切れ目

⇒高齢者、障害者はすべて市町村首長部局

(2)行政がサービスを決定。サービスメニューの多様さを考慮すると裁量決定、調整能力は専門性を問われる。

⇒高齢者は専門職である介護支援専門員の裁量でサービス決定・調整

(3)社会的養護費用が行政処分に伴う措置費、補助金中心

⇒障害者、高齢者、子ども・子育て支援制度、障害児支援制度は給付中心

子ども家庭福祉供給体制改革の動向と今後の方向

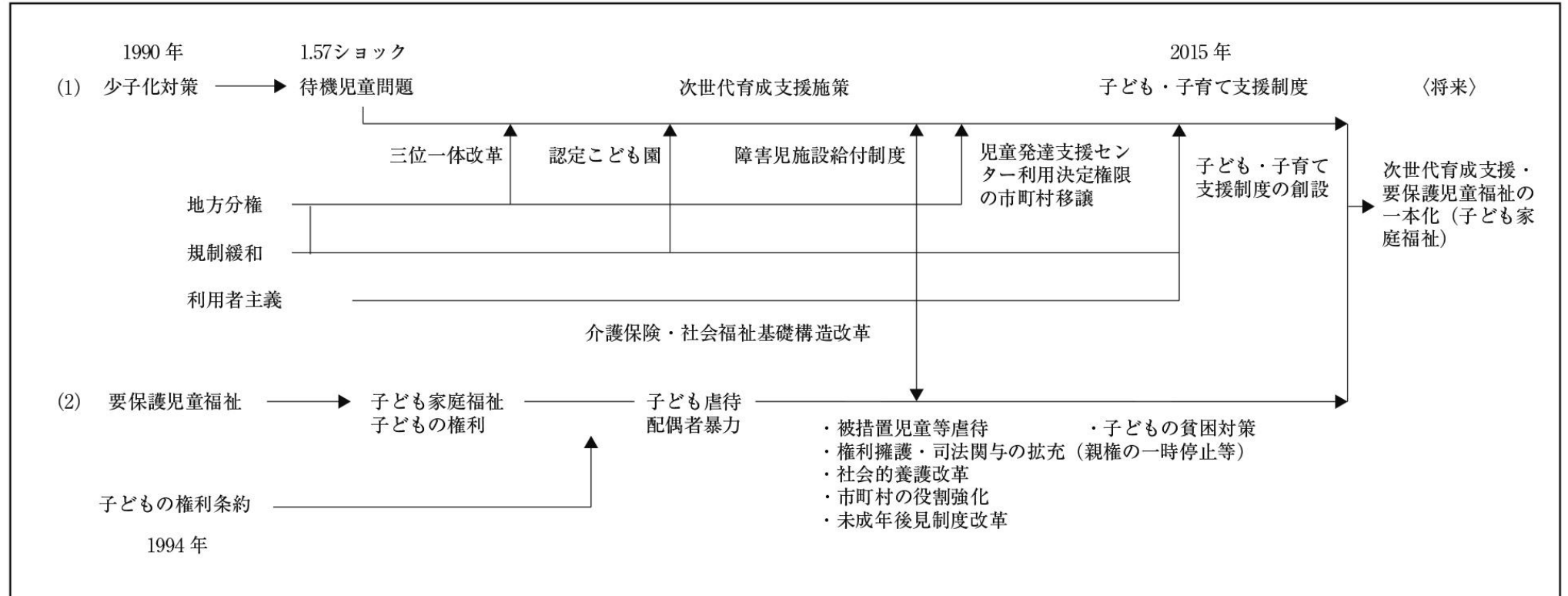


図 1-2-2 子ども家庭福祉供給体制改革の動向と今後の方向

出所：柏女（2017a: 147）を筆者が一部修正

子ども家庭福祉の制度体系

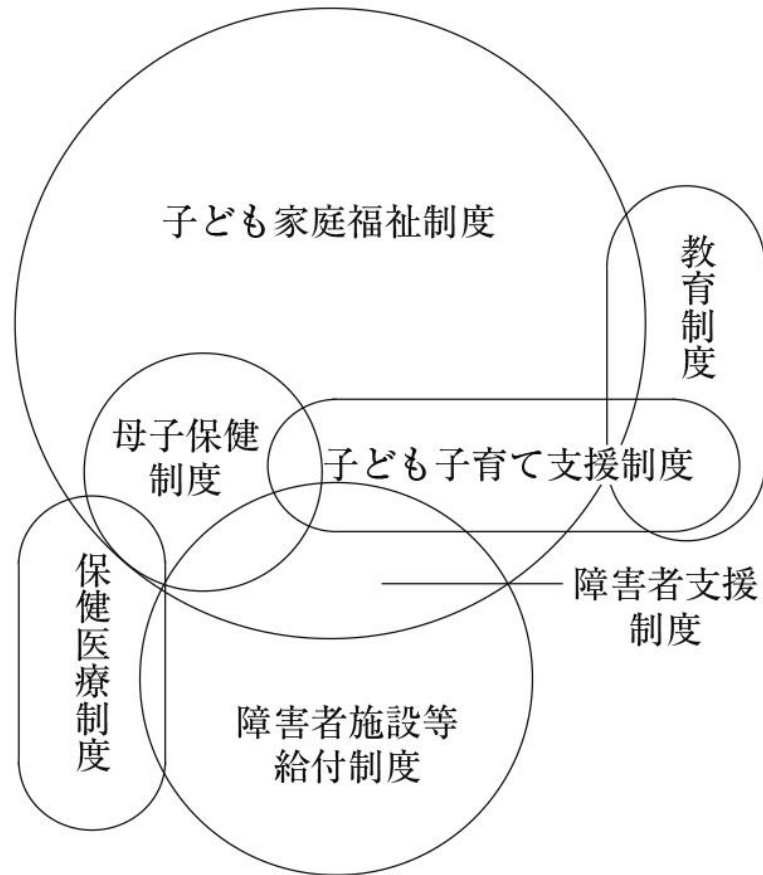


図 1-2-1 子ども・子育て支援制度の創設と新たな子ども家庭福祉制度体系

出所：筆者作成

子ども家庭福祉に関する問題認識:制度レベル

- 社会的養護は、公的責任に基づく子どもの権利擁護施策として、家庭養護、家庭的養護の推進に向けて歩みを始めている。
- 一方、地域子育て家庭支援は、子ども・子育て支援制度の創設により、利用者の尊厳と個人の選択を重視した社会連帯に基づく施策が進められている。
- しかし、この2つのシステムは都道府県と市町村に分断されており、かつ、両者をつなぐツールが限られておりソーシャルワーク体制も貧弱である。このため、2システムの間には落ちる子どもや家族が後を絶たない。
- したがって、社会的養護・家庭養護とハイリスク家庭支援をつなぐ制度、ツールの開発と充実が必要である。

運営レベルの問題認識

- 社会的養護と子ども・子育て支援制度とをつなぐツールが十分でない。また、行政機関間のやり取りが中心で通路が細く、相互の連携が不十分。
- 都道府県レベルの児相は数が少なく、体制も不十分。そのため、現在は虐待の初期対応に忙殺。
- 市町村における子ども家庭福祉分野の支援拠点が整備されていない。地域のなかに、子ども家庭福祉分野横断的なワンストップにつながる核となる拠点を整備しなければならない。それは、市区町村子ども家庭総合支援拠点実施要綱によれば、「コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担う」ものであり、支援に当たっては、「包括的・継続的な支援に努める」とされている。

援助レベルの問題認識

- いくつもの舞台に分かれている子ども家庭福祉各領域における、援助理念や援助方法の共有化が大きな課題。
- それぞれの舞台では支援者が優れた支援を行っているが、舞台が違うため交流も乏しく、それぞれのノウハウを共有することもできていない。
- 今後は、援助者同士の相互交流や協働、援助観のすり合わせも欠かせない。なお、ソーシャルワークの手法も、個別分野ごとの手法ではなく地域を基盤としたソーシャルワークやケアマネジメントなどがその基礎として機能していくことが必要。

政策間の整合性を図ることも課題

- 社会的養護の政策である「社会的養育ビジョン」と、もう一つの政策ビジョンである分野横断的な包括的で切れ目のない支援、地域共生社会の実現(「新福祉ビジョン」2015)という、異なる2つのビジョンの整合化が必要とされる。
- SDGsへの取り組みも国際的課題。
- 子ども家庭福祉における地域包括的で切れ目のない支援を実現し、そこに社会的養護というサブシステムを乗せるなど、整合性を高める必要がある。
- そのうえで、社会的養護と地域子育て家庭支援をつなぐ部分について、メゾ、ミクロ上の方途を検討することが必要。

今後の方向について

- メインシステム:市町村を実施主体とし、給付制度を中心とした子ども・子育て支援制度を改善し、子育て支援専門員(仮称)のような民間の専門性を最大限活用したケアマネジメントを実現する。
- サブシステム:子ども虐待防止・社会的養護システム—第3回FLECフォーラム課題提起における2つの柱と6つの提案(注)
- メインシステム(地域子育て家庭支援)とサブシステム(社会的養護)とをつなぐマクロ、メゾ、ミクロレベルの改革が必要

(注)2つの柱と6つの提案

2つの柱

- (1) ソーシャルワーク系事業を中心とした新たな事業の制度化
- (2) 措置費体系の抜本的な見直し

6つの提案

- (1) 一時保護後の支援におけるソーシャルワーク系事業等の制度化
- (2) 虐待予防の強化のための指導委託の措置制度化
- (3) 「乳幼児総合支援センター」(仮称) 又は「社会的養育総合支援センター」(仮称) の創設
- (4) 母子(親子)一体型支援制度の創設
- (5) ソーシャルワーク系事業への思い切った措置費配分
- (6) パフォーマンスに応じて増加する措置費体系

※障害児支援制度、障害児入所施設においてもこれらの方針を準用。

ハイリスク家庭の支援

- 民間機関、市町村機能を強化し、メインシステムとしての地域包括的・継続的支援のシステム(給付システム)とサブシステムとしての子ども虐待防止・社会的養護システム(措置システム)とを市町村において一元的に実施する。
- その際、要保護児童の在宅措置の機能強化や要支援児童の子育て支援プラン作成等により、ハイリスク家庭のサービス利用をマネジメントする。そのための子育て支援専門員(仮称)を制度化する。
- 在宅措置を、子育て支援専門員(仮称)が配属された民間が担う。

地域包括的・継続的支援の可能性

- これまで述べてきたとおり、子ども家庭福祉分野は、市町村と都道府県に実施体制が二元化され、教育分野との切れ目も深いため、包括的、継続的(切れ目のない)な支援体制がとりにくい点が特徴である。
- インクルーシヴな社会づくりを実現するためには、縦横の切れ目を埋める民間の制度外活動を活性化し、制度内福祉と制度外活動との協働が必要とされる。
- また、「子ども」期の特性である「有期性」を克服し、切れ目のない支援を実現するためには、子ども期の始期と終期の切れ目克服が必要とされる。
- 筆者は、子ども家庭福祉分野の「地域における包括的・継続的支援」を以下のように定義している。

「子ども家庭福祉分野における地域包括的・継続的支援体制とは、市町村域な
いは市内のいくつかの区域を基盤として、子どもの成長段階や問題により
制度間の切れ目の多い子ども家庭福祉問題に、多機関・多職種連携により包括
的で継続的な支援を行い、問題の解決をめざすシステムづくり並びにそのシス
テムに基づく支援の体系をいう。」(以下、「地域包括的・継続的支援」出所:
柏女霊峰(2017)『これからの子ども・子育て支援を考えるー共生社会の創出をめ
ざしてー』ミネルヴァ書房 p.15 を一部修正。

2.親と社会との共同養育の観点から基本保育制度の創設を

「共同養育」の提案

- 「私的養育」と「代替養育」との二元性を解消し、子育ては親と社会との二者で担うことを原則とするために構成された概念。
- これを網野(2002:181)の提示した児童福祉の3P,3Sの図にC(Cooperation)を追加することにより、その意義を位置づけることにしたものの。
- つまり、3Pと3Sの間にCを入れ、「代替」を終点と考えず、そこから特別養子縁組を結んで新しい家族を創り、あるいは家族再統合して「私的養育」に戻る循環構造として考えることを提案。
- それを支える概念として「共同養育」概念を提唱。
- これは次の図のように表記できる。

新しい子ども家庭福祉の機能:共同養育の観点から

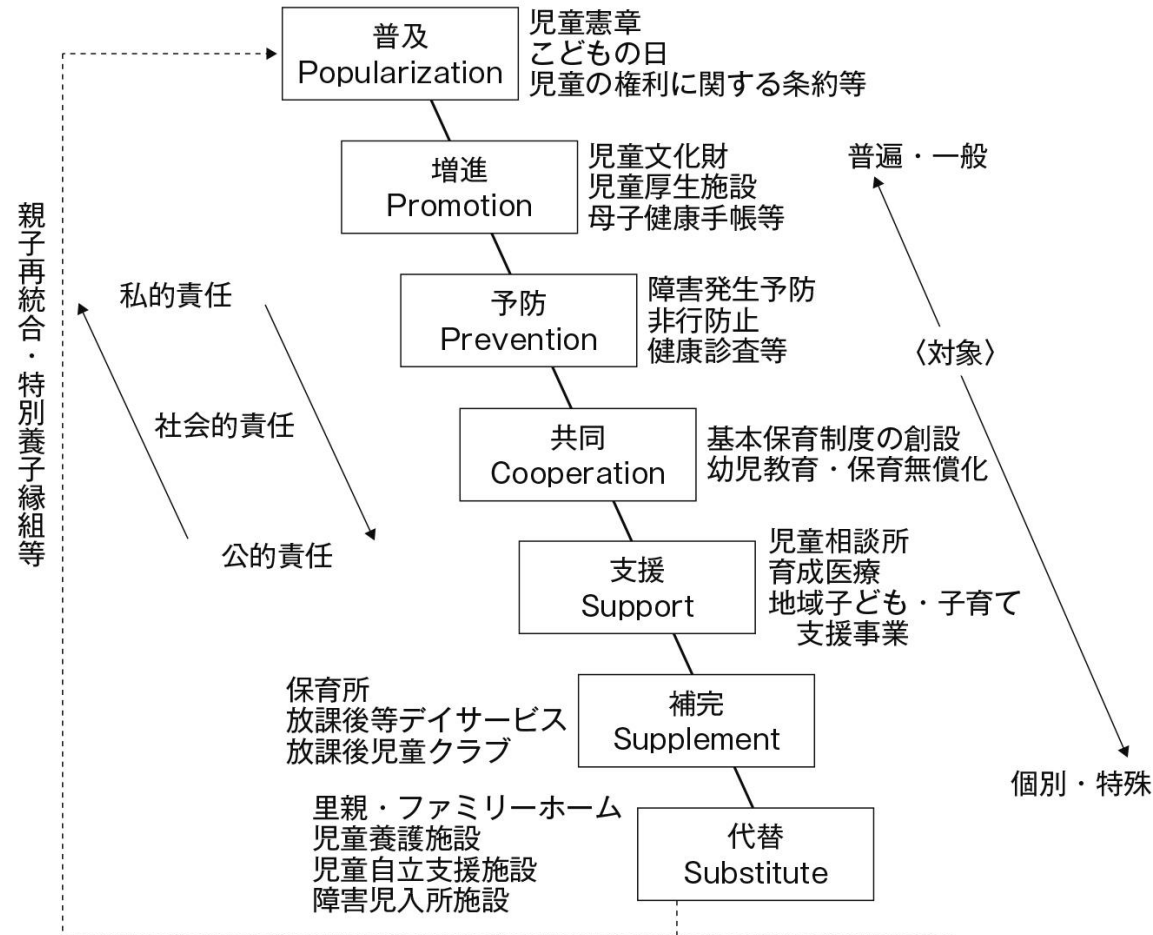


図 8-6 新しい子ども家庭福祉の機能

(網野, 2002, p.181 をもとに筆者作成)

子ども・子育て支援・社会的養護の3つの位相の円環的構造

- ・ 地域子育て家庭支援(私的養育の支援。公的責任、社会連帯)
- ・ 社会的養護(公的養育)
- ・ 親子(家族)再統合⇒地域子育て家庭支援

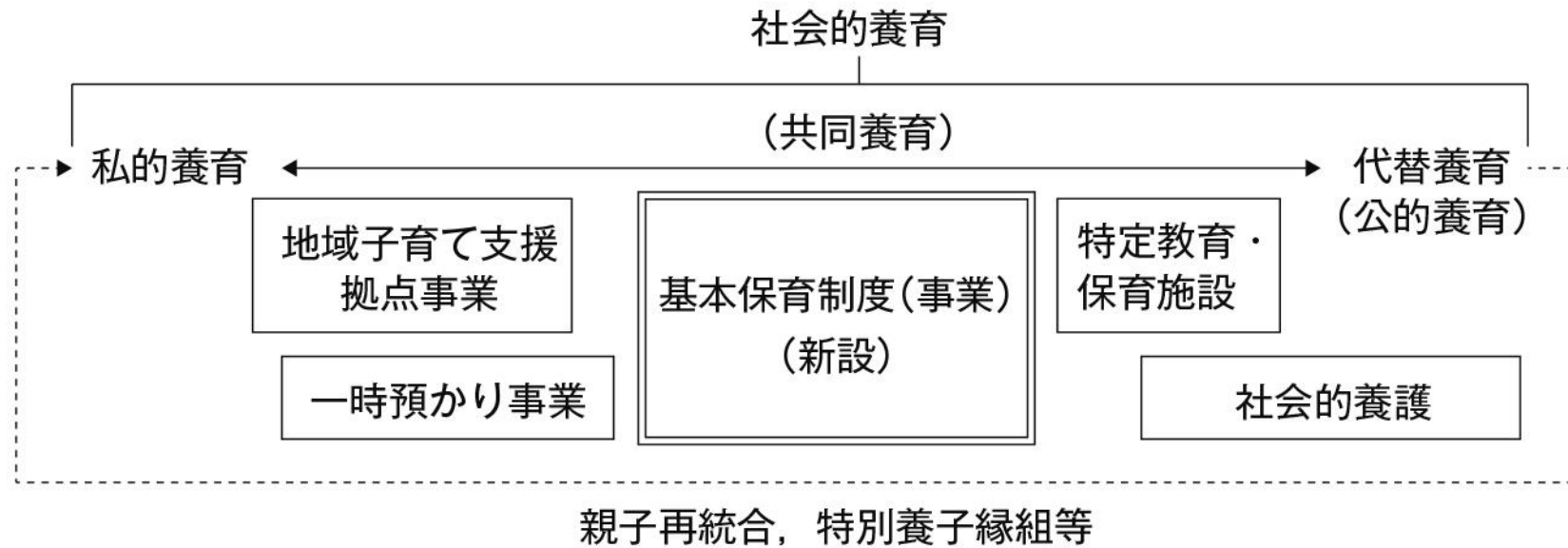


図 8-5 社会的養育における養育責任の主体と子ども家庭福祉体系との関係

(柏女, 2017, p. 230)

共同養育の具現化として「基本保育制度」創設を提起

行政の責任（児童福祉法旧第2条）
 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

基本的視点
 乳幼児は、人と人との関わりの中でこそ健全な育成が図られる。

(効果)
 すべての子ども
 (0~2歳)の育
 ちを保障

基本保育制度構想からみた今後の保育サービスのあるべき姿（一例）

対象時	集団保育の実施頻度等	実施場所	参加者
0歳児	週1回, 1回2時間程度	保育所, こども園 つどいの広場等	親子, 子どものみ
1歳児	週2回, 1回4時間以内	保育所, こども園 つどいの広場等	親子, 子どものみ
2歳児	週2回, 1回4時間程度	保育所, こども園 幼稚園等	子どものみ
3歳以上児	週5回, 1回4時間程度	保育所, こども園 幼稚園等	子どものみ

すべての子育て
 家庭に基本保育
 を提供

2019(令和元)
 年10月より,
 幼児教育・保育
 の無償化, 子育て
 のための施設
 費利用給付とし
 て実現

※さらに、仕事や病気などにより保育が必要な場合は、保育時間の延長を可能とする。

図 8-4 基本保育制度構想の概念（柏女，2017，p. 221 を著者一部改変）

共同養育の具現化として事業の活用、評価

1. マイ保育園みんなで子育て応援事業(2007)
 2. マイ保育園地域子育て支援拠点化推進事業の創設(2008)
- (いずれも石川県)

利用者や子育て支援コーディネーターに対する聞き取り調査から、特に一時預かりの定期的利用が保護者の安定だけでなく、乳幼児の発達保障、育成にも有効であることが示唆された。

ケアマネジメント、子育て支援 プラン作成の実践(1)

作成年月日 0000年 6月 15日
 初回・継続 変更 回目
 *初回プラン作成日 年 月 日

保護者名 生年月日	A・A 年 月 日 32歳	マイ保育園名 △保育園
子の名前 生年月日	A・B A・C 年 月 日 歳6か月	子育て支援コーディネーター B
子育てに関する保護者の意向 健康に、人と仲良く関わられるように。 双子のため子育ての負担が大きいので、少しでも自分の時間が持てるようにしたい。		
総合的な援助の方針（子育て支援、子どもの発達支援） 心身ともに安心して育児ができるよう、ともに考えていく。 一時保育が母の休息にもなるように配慮する。 ※サービス提供上の留意事項 母の思いを受け止めながら、押し付けにならないようにする。		
目 標	長期目標 心身ともに安心して生活を送ることができる。 子の発達の経過を見守ることができる。	
	短期目標 身近に相談相手を作ることができるようになる。 他児とふれあう機会を作ることができるようになる。	
サービス内容	サービス種別	サービス担当機関
子どもの相談	保育園での育児相談	△保育園
母親の休息、子の発達の 見守り	一時保育	△保育園
母親同士の交流の場	育児教室	△保育園
多胎児の母同志の交流	多胎児サークルの紹介	多胎児サークル
		月 2 回
		月 4 回
		月 4 回
		月 1 回
		月 回
		月 回
次回プラン見直しの時期 0000年9月15日ごろ（6か月以内）		
備考		

※子育て支援プランについて説明を受け、内容に同意しました。 0000年 6月 15日
 保護者氏名（署名） A・A

図4-1-2 子育て支援プラン（長期用）

出所：石川県健康福祉部少子化対策監室主催の子育て支援コーディネーターフォローアップ研修で事例検討課題として収集した事例から引用

子育て支援プラン作成の実践(2)

0000年7月

作成年月日 0000年6月26日

保護者氏名 A・A

プラン作成者名 B

区分	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
第一週	日【 30 日】 時間内容(場所) : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 31 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 1 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>
第二週	日【 2 日】 時間内容(場所) 9:00~12:00 一時保育 △保育園 <input type="checkbox"/>	日【 3 日】 10:00~12:00 多胎児サークル ○△センター <input checked="" type="checkbox"/>	日【 4 日】 9:00~12:00 育児教室 △保育園 <input checked="" type="checkbox"/>	日【 5 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 6 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 7 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 8 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>
第三週	日【 9 日】 時間内容(場所) 9:00~12:00 一時保育 △保育園 <input checked="" type="checkbox"/>	日【 10 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 11 日】 9:00~12:00 育児教室 △保育園 <input checked="" type="checkbox"/>	日【 12 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 13 日】 10:00~12:00 育児相談 △保育園 <input checked="" type="checkbox"/>	日【 14 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 15 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>
第四週	日【 16 日】 時間内容(場所) 9:00~12:00 一時保育 △保育園 <input checked="" type="checkbox"/>	日【 17 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 18 日】 9:00~12:00 育児教室 △保育園 <input checked="" type="checkbox"/>	日【 19 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 20 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 21 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 22 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>
第五週	日【 23 日】 時間内容(場所) : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 24 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 25 日】 9:00~12:00 育児教室 △保育園 <input type="checkbox"/>	日【 26 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 27 日】 14:00~15:00 育児相談 △保育園 <input type="checkbox"/>	日【 28 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>	日【 29 日】 : ~ : <input type="checkbox"/>

注：利用実績があった場合は、□を■のように塗りつぶすこと
 ※子育て支援プランについて説明を受け、内容に同意しました
 ※子育て支援プランにかかる利用実績確認

2000年6月26日

2000年7月31日

保護者氏名(署名) A・A

保護者氏名(署名) A・A

図4-1-1 子育て支援プラン(月間用)

出所：石川県健康福祉部少子化対策監室主催の子育て支援コーディネーターフォローアップ研修で事例検討課題として収集した事例から引用

共同養育の具現化としてのモデル事業の創設

3.石川県在宅育児家庭通園モデル事業の創設(石川県,2015)

- ・3歳未満児が「通園」による保育サービスの対象外とされていることを受け、子どもに「同世代の子どもや親以外の大人とのかかわりのなかで健やかに育つ機会を提供」するとともに、親にとっても「保育士や他の親等との関わりや社会活動に参加することで精神的不安を軽減」することを目的に、通園に準じた保育サービスを実施する事業。
- ・当面は、育児不安等の見られる親の3歳未満児を対象。
- ・子育て支援プランとセットで実施することがより効果的と考えられる。

モデル事業の効果測定

- ・石川県立看護大学西村氏、金谷氏を中心に、本事業の効果測定が続けられており、2016年には、利用群38名、対照群35名を分析対象とした報告が日本母性衛生学会にて行われた。

- ・その結果、

「育児困難感Ⅰで利用群では0歳、2歳児の母親で改善したものが多かった。育児困難感Ⅱでも、利用群の2歳児の母親で改善している人が多かった。子どもの生活リズムは、顕著な改善は両群で認められなかった」

という結果であった。

- ・少数の短期間の評価ではあったが、2歳児の母親で育児困難感の改善が大きかったことから、通園保育の効果があるといえる結果であった。

これからの子ども・子育てへの提言

- メインシステム:市町村を実施主体とし、介護保険制度のような給付制度を中心としつつ子ども・子育て支援制度を改善し、子育て支援専門員(仮称)のような民間の専門性を最大限活用したケアマネジメントを実現する。
- サブシステム:子ども虐待防止・社会的養護システム—第3回FLECフォーラム課題提起における**2つの柱と6つの提案の実現を図る**
- メインシステム(地域子育て家庭支援)とサブシステム(社会的養護)とをつなぐマクロ、メゾ、ミクロレベルの改革が必要:ハイリスク家庭支援の仕組み
- これらにより子ども家庭福祉の基礎構造改革を進めることで、地域包括的・継続的(切れ目のない)体制の確保を図る。
- 財源は、「社会連帯による次世代育成支援に向けて」(2003)で提言された社会保険の仕組みをもとに検討を進める。
- 支援メニューとしては、共同養育の視点に立つ基本保育制度の導入を図り、かつ、ハイリスク家庭対象のサービス(子育て短期支援事業、養育訪問支援事業等)の拡充を図る。

3.教育福祉(学)の視点導入の必要性

教育福祉(学)の視点1

- 吉田(2012:5-7)は、「教育福祉(学)」というコンセプトについて、「困難を抱えても、すべての人が尊厳をもって生きられるように支える福祉的支援と、一人ひとりが自己を実現し、社会に貢献できる学びを支える教育的支援。教育福祉(学)という知的実践的な探求は、その両方の視点をもって複眼的に人間支援に取り組む新たなチャレンジ」と述べている。そのうえで、「生存権・生活権」と「教育権・学習権」の保障の谷間を架橋し、両者の統合を推進する概念であるとしている。

教育福祉(学)の視点2

- 「教育福祉学とは、社会福祉学及び教育学(並びにその融合した学問領域である教育福祉学)を基礎としつつ、「教育福祉」における環境、理念、制度、方法(経営、援助)並びにその展開の特質を分析し、これらの構造の法則性を明らかにし、あるべき方向性を設計していく学際科学、複合化学、融合科学、設計科学である」

教育福祉(学)の主たる領域

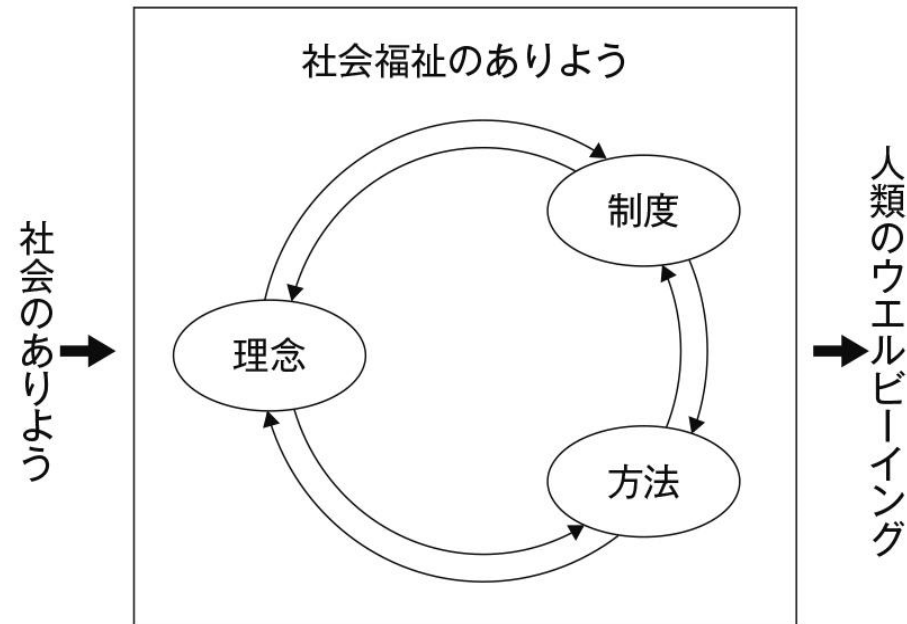
- その領域としては、福祉と教育がクロスオーバーする領域が中心となり、その連携、役割分担と融合のあり方を研究する学問ということになる。
- 認定こども園等の特定教育・保育施設、放課後児童クラブ、放課後子供教室、フリースクール、スクールソーシャルワーク、子どもの貧困、施設・里親・一時保護所における教育と福祉などがその対象になる。
- 教育福祉学とは、より操作的に定義すれば、福祉と教育がクロスオーバーする領域を中心にその連携、役割分担と融合のあり方を研究する学問といえる。

子ども・子育て政策における福祉と教育とのクロスオーバー領域(例) 出所:柏女作成

		教育	教育
		主	連携対象
福祉	主	認定こども園(特定教育・保育施設) フリースクール 子どもの貧困 スクールソーシャルワーク(融合) 放課後子供教室	放課後児童クラブ 放課後等デイサービス 子どもの貧困 スクールソーシャルワーク 施設・里親・一時保護所の教育権 福祉施設、障害児等の教育権保障
福祉	連携対象	福祉教育 就学援助、奨学金、無償化	—

理念、制度、方法(実践)の円環的前進

「理念・政策と実践は、制度を接点として対峙と協調を繰り返しつつ、円環的に前進する」(柏女靈峰『子ども家庭福祉学序説』誠信書房 2019a)



図序-2 子ども家庭福祉における理念、制度、方法の円環的前進 (柏女, 2002, p. 84 など)

文献

- 網野武博.(2002).『児童福祉学』中央法規
- 柏女霊峰.(2009).『子ども家庭福祉論』誠信書房
- 柏女霊峰.(2017).『これからの子ども・子育て支援を考える—共生社会の創出をめざして』ミネルヴァ書房
- 柏女霊峰.(2019a).『子ども家庭福祉学序説—実践論からのアプローチ』誠信書房
- 柏女霊峰.(2019b).『平成期の子ども家庭福祉—政策立案の内側からの提言』生活書院
- 柏女霊峰編.(2020).『子ども家庭福祉における地域包括的・継続的支援の可能性』福村出版
- 柏女霊峰(2020)「子ども虐待防止制度の今後の在り方—地域包括的・継続的支援の動向の中で—」CAPニュース.第115号 社会福祉法人子どもの虐待防止センター
- 金谷雅代・西村真実子・柏女霊峰ほか.(2016).「在宅育児家庭における『通園保育』利用の効果の検討」『第57回日本母性衛生学会総会学術集会抄録集』日本母性衛生学会p.268
- 尾木まりほか.(2009).『一時預かり事業のあり方に関する調査研究 平成20年度総括研究報告書 平成19-20年度総合研究報告書 (研究代表者：尾木まり)』